

## 新・下野市風土記

## 律令と僧尼



下野市教育委員会 文化財課

## 律令の時代と仏教

律令を制定した日本は、それまで社会を規制してきた様々な価値観や習俗、社会体制を根本から変えるため、新しい宗教と精神基盤のひとつとして積極的に仏教を導入しました。

『日本書紀』によれば、推古天皇32(624)年には、日本に寺院は46か寺しかありませんでした。それが、持統天皇6(692)年には545か寺まで増えていたと『扶桑略記』に記されています。

いわゆる「初期寺院」と呼ばれる、国分寺や国分尼寺の建立以前に建てられた寺院の数だけで、600か寺以上あったと想定されています。

奈良時代後半から平安時代にかけての壮大な

寺院の多くは、平安京を中心とした西日本に造られました。仏教導入期であるこの時代には、全国の豪族が、それまでの古墳に代わり、こぞって寺院を建立(館に仏像を安置したことで寺とした場合も想定されます)したようで、北は宮城県から南は熊本県まで、ほぼ全国に寺院が造られました。

後に、国分寺には20人の僧を、国分尼寺には10人の尼僧を配置することとなります。全国60数か所に国分寺と尼寺が置かれたとすると、国分寺と尼寺だけでも、全国におよそ2,000名の僧と尼がいたこととなります。

## 僧尼令と下野薬師寺

下毛野朝臣古麻呂ら19名が大寶元(701)年に選定した大寶律令の中にも、仏教政策の基本となる法令『僧尼令』が含まれていました。古麻呂は右大弁從四位下として、同年4月に、親王や諸臣・百官に対して新しい法律の講説を行いました。6月1日には、選定者の1人である道君首名(和銅末年に筑後守・肥後守)が、藤原京の大安寺で僧尼を対象とした法令の説明会を開催しています。

27条にも及ぶ『僧尼令』の条文の大半は、僧尼の言動を規制する内容で、刑罰も含まれます。

現在の国家公務員に例えると分かりやすいでしょうか。僧や尼は、税の課税対象外として優遇されていた代わりに、国家の安寧を祈願し、修行や勉強に励み、清浄な心身で法会を行うことが義務づけられていました。

たとえば、2条には「僧尼が占いや地相で吉凶を判断する行為や、まじない・巫術で病気を治すような治療行為を行った場合、僧尼の資格を剥奪して俗人に戻す。ただし、仏法にもとづく呪術的医療行為はその限りではない」と定められています。

他にも「僧尼が音楽や賭博にうつつを抜かしたら、罰として100日間の肉体労働を課す。た

だし、碁と琴は制限しない」(9条)、「僧尼は私的立場で園地・宅地や財産を蓄える行為や物品の販売・貸付行為をしてはいけない」(18条)、「僧尼が寺院以外に別に道場を建てて布教してはいけない」(5条)、「僧坊に女性、尼坊に男性を泊めてはいけない」(11条)、「僧が尼寺に尼が僧寺にみだりに出入りしてはいけない」(12条)などがありました。

実は、この法令に触れたということで、下野薬師寺に配流された僧がいます。

奈良薬師寺の僧、行信です。彼は、天平勝宝6(754)年11月、宇佐八幡宮の主神大神朝臣多麻呂らと同心して厭魅(のろい)を行った罪で、下野薬師寺に配流されました。

この行信については、法隆寺の夢殿に坐像が伝わっている大僧都、行信と同一人物である可能性が指摘されています。大僧都は、僧綱(僧の官職)の最高位である僧正に次ぐ位です。そのような高位の僧が関係する事件には政治的な背景があると考えられ、厭魅の相手は、時の権力者、藤原仲麻呂だったとする説もあります。

後の奈良時代には、政争に巻き込まれた法王弓削道鏡も、下野薬師寺に左遷されました。